

(別紙13)

年 月 日

様

大阪市水道局長

未支払児童手当請求却下通知書

年 月 日付けで請求のありました未支払児童手当の支給については、次の理由で却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

(却下した理由)

(連絡先) 大阪市水道局総務部職員課研修・厚生担当

(担当： 内線： - )